

緊急小口資金

新型コロナウイルス特例貸付

のしおり

緊急小口資金（新型コロナウイルス特例貸付）は、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に、その必要な費用について少額の貸し付けを行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援することを目的とする制度です。

制度の概要

○貸付対象となる世帯と借受人

兵庫県内に居住し、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯の方。（未成年者を除く）

なお、借入できるのは世帯から1名のみとなります。

また、生活保護受給中の世帯は貸付対象となりません。

○貸付限度額

10万円以内。ただし、以下の要件に該当する場合は20万円以内。

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。

イ 世帯員に介護の必要な高齢者や障害のある方がいるとき。

ウ 世帯員が4人以上いるとき。

エ 世帯員に臨時休業した小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。

オ 世帯員である個人事業主等の収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

○貸付利率

貸付利率は無利子です。ただし償還期日までに償還完了しなかった場合、残りの元金に対して年3%の延滞利子が加算されます。

○据置期間と償還期間

据置期間は12か月以内、償還期間は、据置期間終了後24か月以内です。

○貸付の決定と資金の交付方法

申込みから貸付決定し、送金を行うまでには全ての書類の受理後1週間程度の日数を要します。書類に不備等があった場合にはその訂正に必要な日数が加算されます。

貸付金の交付は本人名義の銀行口座への送金のみとなります。

○償還について

償還は、毎月20日（土・日・祝日の場合、翌営業日）に兵庫県社協が指定する金融機関に設けられた借受人名義の口座からの引き落としにより償還していただきます。

計画どおりに償還されない方は、督促状を送付するとともに、または法的措置をとる場合があります。（返済期限内であれば、いつでも繰上返済することができます。）

実施主体：社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

相談・申込窓口：社会福祉法人 相生市社会福祉協議会

借入申込みに必要な書類

- (1) 借入申込みにあたっては、以下の書類が必要です。また、印鑑（シャチハタは不可）をご持参ください。
- (2) 償還のため①三井住友銀行、②みなと銀行、③但馬銀行、④県内のJA（農協）のいずれかの金融機関の本人名義口座が必要です。※あらかじめの口座開設にご協力ください
- (3) 審査のために提出された書類は、貸付審査の結果にかかわらず原則として返却しません。身分証明書や通帳は窓口にてコピーを取らせていただきます。
- (4) 申込み時に①借入申込書、②借用書、③口座振替依頼書にご記入いただきます。
- (5) 世帯員に介護の必要な高齢者や障害のある方がいることを理由として貸付額を増額する場合には、その証明となる書類（障害者手帳等）のコピーを取らせていただきます。

提出書類	
1	世帯全員分が記載された住民票（個人番号が記載されていない、発行から3か月以内のもの）
2	収入減少がわかる書類（例：減少前と後の給与明細書、給与が振り込まれた通帳、帳簿等）
3	顔写真入りの身分証明書
4	送金口座の通帳

貸付審査

- (1) 書類等の確認後、申請を受理し、兵庫県社協で審査を行います。

次のような場合は、審査により貸付不承認となることがあります

- 借入申込書に必要事項の記載がない場合、及び記載事項について客観的な証明ができない場合。
- 各都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付を受けた借受人・連帯借受人・連帯保証人で、返済が完了していない場合。
- 就労や負債の状況から、貸付を行っても世帯の生計を維持することが困難と判断される場合。またはその後の生活を圧迫する恐れがあると判断される場合。
- 世帯員が自己破産手続き中、債務整理に基づく返済中、弁護士等に債務整理を依頼中の場合。
- 世帯に暴力団構成員またはその関係者がいる場合。
- 各社協による調査や相談支援に応じず、相互の信頼関係の構築が困難と認められる場合。

- (2) 審査では、借受人の勤務先への勤務確認や関係機関等への照会を行う場合があります。
- (3) 特に申請内容に虚偽や真実でない点があった場合は、今後本資金に関する一切の申込みが不可能となり、また法的措置をとる場合があります。
- (4) 審査により貸付の必要性が認められた場合は、貸付を決定します。貸付決定（不承認）したときは、借入申込者に貸付決定（不承認）通知が送付されます。決定通知が不達となった場合には貸付金は送金しません。なお、不承認となった場合の理由は公表しません。

実施主体：社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター内 TEL 078-242-7944

相談・申込窓口：社会福祉法人 相生市社会福祉協議会
相生市旭1丁目6番28号 相生市立総合福祉会館内 TEL 0791-23-2666

受付時間：8：30～17：00（土日・祝日、年末年始を除く）

総合支援資金

＜生活支援費＞
新型コロナウイルス特例貸付

のしおり

総合支援資金（生活支援費／新型コロナウイルス特例貸付）は、新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費を貸し付け、自立に向けた取り組みを支援することを目的とした制度です。

特例となる事項

○貸付対象となる者

- (1) 兵庫県内に居住し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- (2) 今後継続した就労により、生活の自立が見込まれる者
- (3) 兵庫県内に居住中の者で、今後もその地域において継続して生活される者
- (4) 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業等を利用する者

○連帯保証人・貸付利率・据置期間・償還期間

- (1) 連帯保証人の有無にかかわらず、貸付利率は無利子です。
- (2) 据置期間は12か月以内です。

○償還について

- (1) 期日までに償還完了しなかった場合、残りの元金に対して年3%の延滞利子が加算されます。

○上記の「特例となる事項」以外のことについては、従前の総合支援資金における取り扱いが適用されます。従前の取り扱いについては、別途、兵庫県社会福祉協議会が発行する「生活福祉資金 総合支援資金のしおり」を参照してください。

○総合支援資金の貸付費目のうち、上記の特例が適用となるのは生活支援費に限定されます。住宅入居費および一時生活再建費にはこれらの特例は適用されません。

○本資金の利用に際しては、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の利用が原則となります。貸付に関する相談・申込み窓口である市区町社会福祉協議会（市区町社協）の前に、居住中又は居住予定の自立相談支援機関に必ずご相談ください。

実施主体：社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター内 TEL 078-242-7944

相談・申込窓口：社会福祉法人 相生市社会福祉協議会

相生市旭1丁目6番28号 相生市立総合福祉会館内 TEL 0791-23-2666

受付時間：8：30～17：00（土日・祝日、年末年始を除く）

2020年3月発行